奈半利町空き家バンクの流れ

空き家を
貸したい人・売りたい人

賃貸・売却物件の登録

■賃貸・売却物件の提供を希望される方は、「空き家バンク登録申込書（様式１号）」及び「空き家バンク登録書（様式第２号）」へ必要事項を記載のうえ、奈半利町役場地域振興課に提出してください。（郵送可）

現地調査

■町の担当者と担当不動産業者が、現地確認（調査・物件写真撮影）へ伺います。
※大規模な改修等が必要な場合や安全性がない場合は、登録をお断りすることがあります。

空き家情報提供

■調査後、取扱可能な物件は町のホームページ及び町の担当窓口（地域振興課）等で情報の提供を行います。

物件の交渉

■利用希望の申込があった場合、町又は担当不動産業者からの物件提供者へ連絡し、担当不動産業者に仲介により交渉となります。

空き家を
借りたい人・買いたい人

空き家情報提供

■町のホームページ及び町の担当窓口（地域振興課）等で空き家情報の提供を行います。なお、ホームページがご覧になれない場合や窓口にお越しになれない場合は、お問合せいただければ資料をお送りします。

問い合わせ

■空き家情報及び町の情報などに関する問い合わせを、電話、FAX、メールおよび担当窓口にてお受けします。

空き家バンクへの登録

■空き家情報は、空き家バンクの利用登録者の方に提供します。
■申し込みは、「空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）」へ必要事項を記入し、地域振興課へ申し込んでください。（郵送可）

現地見学

■空き家バンク登録後に、気に入った物件があれば町の職員がその物件を案内します。
所有者の方が立ち会うこともあります。

物件交渉の申し込み

■希望物件の交渉を希望される方は、申込が必要となります。「空き家バンク物件交渉申込書（様式第１２号）」及び「誓約書（様式１３号）」へ必要事項を記入し、地域振興課へ申し込んでください。

物件の交渉

■利用希望の申込があった場合、町又は担当不動産業者からの物件提供者へ連絡し、担当不動産業者に仲介により交渉となります。

契　約　成　立